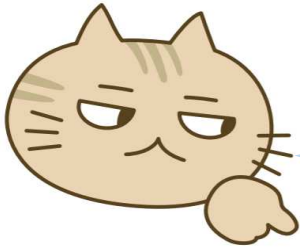


3階部分 = 企業年金について…⑨

ねえねえ、気にはなってたんだけど
「後ほど説明します」の付箋がついてた
ポータビリティってどういう制度？



そういえば「ポータビリティ」の説明も出来てなかったね。
これはね、加入者期間3年以上で退職した人全員が選べる
制度なんだよ。説明していくからついてきてよね。



『ポータビリティ』ってどんな制度？

脱退一時金を転職先などの年金制度へ持ち運び、
将来の年金給付につなげることができます

脱退一時金を持ち運ぶことが出来る年金制度って？

転職先の企業年金制度（DB・DC）・企業年金連合会・個人型確定拠出年金（ideco）です。

脱退一時金か年金をうけるか他制度へ移すか選択

退職後一年以内に選択

退職時

選択

60歳まで据え置く

選択

年金

一時金

↓

選択

退職時にうける

脱退一時金

↓

選択

他制度へ移す

ポータビリティ

↓

ポータビリティの選択肢

ポータビリティ

転職先に年金制度がある場合の選択

転職先に年金制度がない場合の選択

転職する・しないに関係なく選べる選択

転職先の年金制度へ持ち運ぶ

- ①確定給付企業年金 (DB)
- ②企業型確定拠出年金 (DC)

規約で iDeCo への加入を認めている場合は、選択肢④の選択も可能。

他の年金制度へ持ち運ぶ

- ③企業年金連合会 (通算企業年金)
- ④iDeCo (個人型確定拠出年金)

各年金制度の特徴

①DB

確定給付企業年金

- ・加入期間や退職年齢などに応じて、年金額があらかじめ決められている制度です。
- ・制度の内容や受給要件は企業ごとに異なりますので、転職先の企業にお問い合わせください。

ノーリツの企業年金をそのまま持ち運べるってこと？



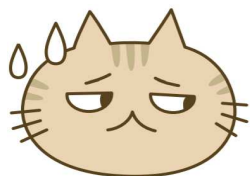
転職先に『確定給付企業年金・DB』の制度があることが大前提だけど元の会社の『DB』を受け入れてくれる企業って、実はほとんどないんだよね。だから下記の『確定拠出企業年金・DC』に移すことが多くなるね。

②DC

企業型確定拠出年金

- ・自己責任において積立金の運用を行い、その結果で年金額が決まる制度です。
- ・制度の内容や受給要件は企業ごとに異なりますので、転職先の企業にお問い合わせください。

転職先に『確定拠出企業年金・DC』の制度があればノーリツの『確定給付企業年金・DB』の脱退一時金を持ち運ぶことが出来る。だから転職先への移換は、ほとんどがこの『DC』への持ち運びになると思うよ。

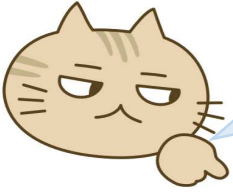




③

企業年金連合会

- ・年金額は年利 0.25%～1.25%(脱退一時金を移したときの年齢による)を前提として計算されます。
- ・原則65歳から支給される保証期間付終身年金です。
- ・脱退一時金を移したときに事務手数料が差し引かれます。



あまり聞いたことが無いと思うんだけど
将来もらえる「年金」の一つになるよ。
下記のHPを確認してみて。

<https://www.pfa.or.jp/>



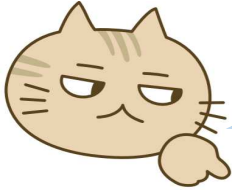
転職先がなくても
将来のお金を
置いておけるんだね



④

iDeCo (個人型確定拠出年金)

- ・自己責任において積立金の運用を行い、その結果で年金額が決まる制度です。
- ・脱退一時金を移したときに事務手数料が差し引かれます。

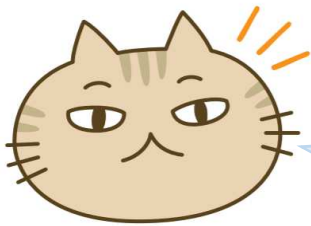


いろんなところで見たり聞いたりしてる『イデコ』でも、
脱退一時金を持ち運びできるよ。下記のHPを確認してみてよ。

<https://www.ideco-koushiki.jp>



『ポータビリティ』って、会社を辞めた時に
受け取る「企業年金」を、誰もが平等に持ち運ぶ
(移換) ことが出来る制度なんだねー



『ポータビリティ』は、加入者期間3年以上から60歳の定年退職の人、
転職する人、しない人誰もが選ぶことのできる制度なんだよ。
明るい未来の生活のために、お金は少しでも多く残しておかないとね。

*この内容は、2023年7月現在の「ノーリツ企業年金基金規約」に基づき作成しています。

今回のまとめ

『ポータビリティ制度』とは？

脱退一時金を退職したときに受け取らず、転職先などの他の年金制度へ
持ち運び、将来の年金給付につなげることが出来ます。

退職してからもノーリツ企業年金基金で積み立てたお金が老後の備えに！

今回は、「企業年金総集編その①」をお送りします♪